

【市民向け】おたるプレミアム付商品券「よくある質問Q&A集」

1. おたるプレミアム付商品券について

Q：おたるプレミアム付商品券について、教えてください。

A：おたるプレミアム付商品券（以下、「プレミアム付商品券」といいます。）は、全ての取扱店で使用することができる「市内共通券」と本社・本店の登記が市内にある法人の店舗及び市内に在住する個人事業主の店舗で使用できる「地域応援券」の2種類がセットになっており、65,000冊を販売します。

Q：プレミアム付商品券には、共通券と地域応援券があるとのことですが、どのように使ったらいいですか？

A：プレミアム付商品券1冊に13枚が綴られています。そのうち6枚が市内共通券で7枚が地域応援券となっております。

取扱店のうち市内に本社・本店がある法人の店舗、市内に在住する個人事業主の店舗を「地域応援券取扱店」といい、市内共通券、地域応援券とも使用できます。「地域応援券取扱店」以外の取扱店では、市内共通券のみの使用となります。

Q：購入方法を教えてください。

A：令和4年6月8日（水）（必着）までに、プレミアム付商品券の購入申込みチラシの応募ハガキまたは必要事項を記載した郵便ハガキ、または、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」のホームページから応募してください。

なお、令和4年5月16日（月）より応募の受付を開始します（チラシについては、新聞折込み等により市民の皆様にお知らせします）。

また、後日、購入引換券が送付されますので、令和4年7月1日（金）から

令和4年7月22日(金)までに購入引換券に記載された引換郵便局で購入してください。

(令和4年7月23日(土)以降は購入できませんので、ご注意ください。)

Q：1冊あたりの金額はいくらですか？また、何冊まで購入できますか？

A：1冊10,000円です。(1,000円券の13枚綴りで13,000円分を利用できます。)

購入は一人につき最大3冊(30,000円)まで購入できます。ただし、応募多数の場合は抽選となりますので、購入引換券の購入冊数の欄をご確認ください。

Q：応募ハガキや郵便ハガキで家族の分も申し込めますか？

A：応募ハガキや郵便ハガキで申し込む場合は、ハガキ1枚につき同居の家族等4名まで申し込むことができます。

Q：小樽市民でなければプレミアム付商品券を購入できないのですか？

A：小樽市民のみの購入となります。

Q：購入申込が可能な小樽市民とは？

A：令和4年6月8日(水)までに小樽市に住民登録されている方です。

Q：購入申込した希望冊数は必ず購入できますか？

A：販売冊数(65,000冊)を超える申込があった場合は、抽選となりますので、希望冊数より少なくなる場合もあります。

Q：購入引換券はいつ頃届きますか？

A：販売開始予定日の令和4年7月1日(金)までにお手元に届くよう、6月下旬の発送を予定しています。

紛失等がございましたも再発行できませんので購入まで大切に保管ください。

Q：平日は仕事のため、プレミアム付商品券を購入しに行くことができません。どうしたら良いですか？

A：プレミアム付商品券は、令和4年7月1日（金）から令和4年7月22日（金）までの期間、指定いただいた郵便局の営業時間内での販売となります。なお、ウイングベイ小樽内郵便局では、土・日も販売を行いますので、ご検討ください。

Q：購入希望した冊数は、必ず購入しなければならないですか？

A：購入引換券に記載された購入可能冊数を超えて購入はできませんが、減らして購入することは可能です。

Q：分割してプレミアム付商品券を購入することはできますか？

A：2回以上に分割して購入することはできません。販売期間中に、購入可能冊数の範囲内で、一度に購入してください。

Q：プレミアム付商品券の引換郵便局は変更できますか？

A：応募受付後の変更はできません。

Q：プレミアム付商品券はいつからいつまで使えますか？

A：令和4年7月1日（金）から令和4年10月31日（月）まで使用できます。

Q：プレミアム付商品券はどこで使えますか？

A：取扱店として登録された店舗で使えます。各取扱店には、「地域応援券取扱店」であるか「市内共通券取扱店」であるかが、わかるようにステッカー・ポスターを掲示しております。

また、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」のホームページでも、ご確認いただけます。

Q：取扱店一覧の冊子は、どこで入手できますか？

A：令和4年7月1日（金）から発売するプレミアム付商品券の購入時に引換郵便局でお渡しします。また、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター（㈱ニッセンレンエスコート小樽支店内）」「おたるプレミアム付商品券実行委員会事務局（小樽市産業港湾部商業労政課内）」にも置いてあります。

なお、冊子ではありませんが、取扱店は、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」のホームページでも、ご確認いただけます。

Q：お釣りはできますか？

A：お釣りは出しません。不足分は現金で清算してください。

（取扱店の皆様におかれましては、商品券の利用者にはお釣りは出さない旨をお伝えください。）

Q：プレミアム付商品券が冊子から外れてしまった場合は使用できますか？

A：使用することができます。

Q：プレミアム付商品券を冊子から切り離し、家族に使わせてもいいですか？

A：家族の場合は可能です。

Q：クレジットカード等で購入できますか？

A：販売は、現金のみとなります。クレジットカードや電子マネーでは購入できません。

Q：使用期限までに使用できなかった商品券は換金できますか？

A：プレミアム付商品券の使用期間は、令和4年7月1日（金）から令和4年10月31日（月）までです。使用期間を過ぎてしまうとプレミアム付商品券を使うことができなくなります。

また、返金（払い戻し）をすることはできませんので、使い切れる範囲での購入をお願いします。

Q：プレミアム付商品券の追加販売はありますか？

A：購入引換期間中にプレミアム付商品券が完売しないときには、追加販売を行う場合があります。

Q：プレミアム付商品券を利用できないものはありますか。

A：①不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等）

②消費に当たらないものへの支払い（出資、有価証券の購入等）

③たばこの購入（小売定価以外の販売禁止）

④換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、郵便ハガキ、切手、回数券、各種チケット類、印紙等）

⑤性風俗特殊営業やギャンブル等にかかる支払い

⑥公租公課の納付（国税、地方税又は使用料等）

⑦自治体の債権への支払い（水道料金、公立病院受診時の自己負担分、市の指定ごみ袋等）

⑧上記①～⑦のほか、実行委員会が不相当と認めるものの支払いには、ご利用できません。また、取扱店登録していない店舗でも使用できません。

Q:プレミアム付商品券で医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

A:プレミアム付商品券の使用対象とならないものとして、公立病院受診時の自己負担等、自治体の債権への支払いは出来ませんが、民間の医療や介護等の自己負担分には使用できます。

Q:プレミアム付商品券を商売や事業の支払いに使用できますか？

A:プレミアム付商品券事業の趣旨としては、幅広く市民の消費を喚起することを目的としていることから、ご商売・事業での支払いには使用できません。

Q:プレミアム付商品券を購入しましたが、商品券を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A:商品券の紛失や盗難には対応できません。

Q:プレミアム付商品券が汚損・破損した場合は、どのような扱いになりますか？

A:次の条件を満たしていれば使用できます。

- ・通し番号が確認できるもの
- ・券面の面積が3分の2以上残っているもの

※詳しくは、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」(TEL24-1589)までご相談ください。